

○議長（佐々木幸士君） 三番平岡静香君。

〔三番 平岡静香君登壇〕

○三番（平岡静香君） みやぎ県民の声の平岡静香です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、大綱三点について質問します。村井知事をはじめ執行部の皆様よろしくお願いいたします。

大綱一点目、東日本大震災の記憶・教訓と伝承について伺います。

第一に、震災伝承体制の整備について三点お尋ねします。

今年、東日本大震災発生から十五年を迎えます。本県では、二〇一一年十月に宮城県震災復興計画を策定し、宮城の将来ビジョンとともに県政運営の最上位計画に位置づけ、復旧・復興に取り組んできました。二〇二一年度には理念の継承と計画の統合を行い、新・宮城の将来ビジョンが策定されました。本ビジョンでは、震災復興は被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポートを行うことで、被災地も含めた本県の持続可能な未来づくりを推進するとされています。二〇三〇年度までの十年間で取り組む四分野のうちの一つが「復興事業のフォローアップと成果・教訓の伝承」です。震災の記憶の風化が進むことが懸念されることから、復旧・復興の過程を含め、得られた教訓を県内はもとより国内外、そして未来に伝えるとしています。しかし、今年度をもって第二期復興・創生期間が終了することから、多くの震災伝承団体が活動の継続に対して不安を感じています。本県の令和八年度の当初予算案は、伝承団体への支援を目的とした震災伝承連携促進事業への予算案は七百九十七万三千元とされており、今年度の当初予算額である千四百四十七万三千元よりもおよそ半分に減額されています。県政運営方針に基づく事業でありながら、予算を減額する理由と事業内容の変更点についてお答えください。昨年四月、本県において「東日本大震災の記憶・教訓の伝承に関する基本方針」が改訂されました。基本理念は「東日本大震災の経験や復旧・復興の過程、そこからの教訓を現在（いま）、そして未来に伝え続ける。一人ひとりがかけがえのない大切な命を守り、災害時に「自らの命を守る行動」が実行できる社会をつくる。」です。震災伝承に係る状況や課題等を踏まえ、「震災の記憶・経験の蓄積と発信」、「伝承や防災・減災に関する人材の育成と防災教育の推進」、「多様な主体の連携による伝承の推進」の三つの柱で構成されています。一つ目の柱である「震災の記憶・経験の蓄積と発信」で

は、石巻南浜津波復興祈念公園「みやぎ東日本大震災津波伝承館」の震災伝承に関する展示を通じ、国内外から来館する多くの方々に対し、県内の被災の大きさや復興の状況、語り部や民間団体等の思い、津波から命を守るための行動の重要性等を伝えるといたします。資料、二〇二五年震災伝承調査結果を御覧ください。（パネルを示す）公益社団法人3・11メモリアルネットワークが岩手県、宮城県、福島県で震災伝承に取り組む団体、施設を対象に実施したアンケートになります。震災学習プログラムや震災伝承施設への受入れ人数が僅かに減少傾向にあり、主な要因として、震災伝承に対する社会的関心の変化が挙げられています。石巻南浜津波復興記念公園は、東日本大震災により亡くなられた方々の追悼、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信を目的に、宮城県及び石巻市が公園を整備し、国土交通省が園内に国営追悼・祈念施設を整備しました。園内にあるみやぎ東日本大震災津波伝承館は、震災伝承のゲートウエー、玄関口の役割を担っており、県内の震災伝承施設等へ誘うことが期待されています。ここでお尋ねします。みやぎ東日本大震災津波伝承館が県内で震災伝承に取り組む団体へつないだ実績を数値でお示してください。また、本県の伝承に関する基本方針の中で、語り部の高齢化等の状況により震災の記憶の風化が進むことが懸念されていることから、伝承の担い手の育成を推進するとしています。宮城県が伝承の担い手育成のために取り組んでいることをお答えください。

第二に、児童生徒の防災意識を高める教育について三点お尋ねします。

二〇一二年に改正された災害対策基本法第七条では「地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。」、第四十六条では、地方公共団体は、防災に関する組織の整備に関する事項や防災に関する教育及び訓練に関する事項について実施しなければならないと定められています。今年、私は石巻南浜津波復興祈念公園及び周辺地区で実施されている避難訓練に参加しました。二〇二一年より石巻市の門脇町内会、石巻南浜津波復興祈念公園参加型運営協議会、公益社団法人3・11メモリアルネットワークが実施しています。今回は地元の中学生や高校生を含む住民、災害危機対策や震災伝承に携わる方々、避難所と

して指定されている教育機関や施設の関係者など約七十名が参加されました。訓練の想定は、大地震発生に伴い津波警報が発令され、高台そして避難所として指定されている高校へ避難し、自主的に避難所の開設と運営に携わるというものでした。ロールプレー型の訓練であったため、与えられた役割を演じることで、より当事者意識を持って参加することができました。ここからは参加者からのフィードバックなどをもとに質問を行います。

一点目、子供たちや教職員の大切な命を確実に守るには、より実践的な避難訓練の実施と学校防災マニュアルの見直しが求められます。避難訓練のマンネリ化を回避するために、宮城県教育委員会が各学校に対して定期的に行っている指導についてお答えください。

二点目、二〇二四年三月、文部科学省から出された「実践的な防災教育の手引き」によると、「防災教育で一番重要なことは、自らの命を守ることであるが、その後の生活、復旧、復興を支えるための支援者となる視点も必要である。」とされています。全国の学校や地域において高い評価を得ているのが日本赤十字社の防災教育です。子供たちが主体的に学び、知識と行動力を身につけるだけでなく、他者への思いやりや優しさ、命の大切さを学び取る力を育むことができます。二〇二四年度には全国一万四千校以上が加盟し、おおむね三歳から十八歳までの青少年赤十字メンバーは三百四十三万六千八百十三名に上りました。宮城県における加盟率は小学校が二三・六%、中学校は一八・一%、高等学校は二四・五%と全国平均を下回っています。香川県や群馬県などの加盟率は一〇〇%近くまで到達しています。学校間や教員間の防災教育の格差を是正する上でも、県内の加盟率の上昇を目指してはいかがでしょうか。本県の方針をお示しく下さい。

三点目、宮城県の学校基本調査によると、県内の外国人児童生徒数は、二〇一一年度三百四名に対し、二〇二三年度には六百八名と増加しています。第四期宮城県多文化共生社会推進計画では、日本人県民との交流促進及び地域での相互理解のため、外国人県民に対して各種地域行事、防災教育への参加を促すことが宮城県や市町村に求められています。東京都は二〇〇六年より外国人住民向けの避難訓練を実施しています。宮城県内における実績についてお答えください。

第三に、災害ケースマネジメントの強化についてお尋ねします。

二〇二三年、防災基本計画の見直しにより、「国及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。」と明記されました。二〇二四年度、本県においては、第三次みやぎ震災対策アクションプランを策定し、災害ケースマネジメントの取組を推進するため、実施主体である市町村の理解の促進や体制構築を目的として、市町村職員等を対象に加えた研修会を開催し、市町村による実施を支援することとしました。既に、二〇二一年の時点で、自然災害対策調査特別委員会より、災害ケースマネジメントの実施について提言がされてきました。知事は翌年の六月定例会において、国の検討状況も注視しながら、取組主体となる市町村との丁寧な意見交換を重ねるとの答弁をなさいましたが、昨年二月の定例会では、災害ケースマネジメントの実施体制の構築を推進することを明言されています。自然災害の頻発化・激甚化、超高齢化社会、地域のつながりの希薄化が進む中で重要性はますます高くなっています。東日本大震災の被災三県のうち、岩手県と福島県においては、県全域の実施を目指し、推進検討会議が開催されています。本県においても、福祉や防災分野の有識者や関係機関等が一堂に会し、知見の共有と連携体制の構築を進めることを提案します。御所見を伺います。

大綱二点目、情報流通の諸課題への対処について三点お伺いします。

第一に、選挙期間中の情報流通と情報公開についてお尋ねします。

昨年十月、宮城県知事選挙において、十二日目に候補者である村井知事より、SNS上における事実無根の誹謗中傷の拡散に対する注意喚起が行われました。知事を擁護した県議や御家族に対して罵詈雑言が向けられました。十二月には、宮城県議会の超党派の議員で知事選における誹謗中傷に関する法的措置について弁護士の方と協議を行いました。議論の前提として、憲法二十一条では表現の自由が保障されており、匿名による権力批判を認めないような監視社会にはいけないということを確認しました。翌日には、宮城県議会において、インターネット上の誹謗中傷等の対策に係る条例検討会の初会合が行われました。そして、今年二月十六日、第一回宮城県選挙期間中の情報

流通の諸課題への対処に関する検討会が開催され、私も傍聴を行いました。近年、全国的に選挙期間中の混乱が続いています。両検討会を通じ、導き出される宮城モデルが先導的な取組となることを期待しています。今回は、宮城県の情報公開の在り方について聞きたいと思います。二〇二四年二月、日本ファクトチェックセンターと国際大学GLOCOMは、偽・誤情報、ファクトチェック、教育啓発に関する調査研究において、十五歳から六十九歳の二万人を対象としたアンケートを実施しました。その結果、五一・五％の人が誤情報を正しいと信じていることが分かりました。日本ファクトチェックセンターでは、偽・誤情報を拡散する人々は、故意犯、確信犯、愉快犯に分類しています。一方、共有した多くの方は「情報が重要だと感じた」、「情報に怒りや不安を感じ、それを表現しなかった」などを動機として挙げています。つまり、拡散者は必ずしも悪意からくる行為ではないということが明らかになっています。知事選後、知事に関する偽情報の拡散に関わった方々より御意見を伺いました。共通して寄せられたのが、利権政治への疑惑、知事の強引な政治手法に対する不安や不満、情報の不透明さが挙げられました。本県の公式ウェブサイトには情報公開の総合案内のページが設けられており、次のような記載がなされています。「一、ホームページで探してみよう!」、「二、宮城県施設の活用してみよう!」、「三、一や二にトライしてみても、既に公表されている資料がないときや、見あたらないときは、直接担当課に電話又はメールしてみましよう。」。私が直接やり取りをした方々からは、次のような御意見が寄せられました。一つ目は、ホームページに関して、特に組織横断的な県政課題の情報収集が困難であること。二つ目は、直接担当課に連絡を入れても、十分な回答が得られないままにやり取りが終わったことです。知事選では、X、旧ツイッター上において「こんなにあるのか!! 売国的宮城県知事村井嘉浩の悪行十四選、強引改革で宮城を売る!」という情報が拡散されました。共有に関わった方々の根底には、情報に対する怒りや不安があります。「メガソーラー大歓迎!!」や「水道事業の運営は外資にお任せ!!」等に関して、県民に対して改めて丁寧の説明されてはいかがでしょうか。知事の御所見を求めます。

第二に、災害情報リテラシーについてお尋ねします。

二〇一一年、東日本大震災発生当時は安否確認の連絡が一斉集中したことから、電話がつかない状況が続きました。スマートフォンの保有率は一割に満たず、多くの

方が携帯電話のメールを連絡手段として使用しました。不安や恐怖が高まる中で、チェーンメールで拡散された誤情報は、メディアや自治体等による訂正情報の発表によって収束しました。被災者を助けたいという思いから、情報を精査することなく拡散されることもあります。デマや偽情報は、避難行動や社会生活、心身への影響、犯罪への誘因など様々な影響をもたらします。平時より正確な情報を得る手段を把握しておくことが大切です。昨年七月に、ロシア・カムチャツカ半島付近の地震の影響で、青森県、岩手県、宮城県、福島県の東北四県にまたがり津波警報が発表されました。東日本大震災以来十四年ぶりのことです。宮城県民はどのような手段で正しい情報を収集したでしょうか。最近、宮城県のデジタル身分証アプリ、ポケットサインの登録者数は百万人に到達しました。災害時、自治体、住民に、ミニアプリみやぎ防災を有効に活用していただくための方策をお答えください。

第三に、ネットセーフティ教育プログラムについてお尋ねします。

二〇一三年、一般社団法人セーフアインターネット協会、SIAは、インターネットビジネスに携わる企業の有志によって設立されました。SIAは民間主導で統計を用いた科学的アプローチ、数値化した効果検証スキームを通して、インターネットの悪用に対する実効的な対策を立案し実行していく団体です。セーフラインや誹謗中傷ホットラインなど利用者からの相談窓口のほか、ネットセーフティ教育プログラムを運営しています。二〇一三年からの三年間、SIA教育プログラムの前身に当たる子供たちのインターネット利用について考える研究会が秋田県教育委員会と連携し、県内十八会場において、保護者などを対象に、インターネットをめぐる問題を大人が正しく捉え、子供たちを支えることを目的とした講座を四回ずつ実施しました。その後、SIAが協業関係を引き継ぎ、教えられる人を増やすため、社会教育主事十数名が指導者向け研修を受講しました。当時は子供たちのスマートフォン利用率が増加し始めた頃でした。十年以上が経過した今、子供たちを取り巻くネットトラブルは更に深刻化しています。例えば、SNSでの誹謗中傷、フィッシング詐欺、ゲームでの課金、SNSやゲームアプリを通じた性被害、闇バイトへの加担などです。総務省の情報通信白書令和三年版によると、情報リテラシーが最も高いのは二十歳から二十九歳であり、年齢が上がるにつれて低下するとされています。一九九〇年代半ばに生まれたデジタルネイティブ世代は、学

校教育において、メディアリテラシーについて学ぶ機会があります。しかし、Z世代は日本の全人口の一五％にすぎません。子供たちが置かれている状況を正しく理解し、適切なサポートをする教員や保護者を養成する必要があると考えます。県の方針をお示しください。

大綱三点目、子どもも大人も安心できる学校について四点お伺いします。

第一に、スクールカウンセラーの役割と意義についてお尋ねします。

二〇一三年、鬱病や認知症などの増加に伴い、五疾病の一つに精神疾患が加えられました。成人期以降、精神疾患に罹患している者のうち、約七五％が二十四歳までに発症しています。世界保健機関と国際早期精神病学会は十五歳の全ての若者が精神病に対処し得る知識を身につけるべきとしています。早期発見、早期支援につなげるためには、学校や地域の中に相談窓口が整備されている必要があります。文部科学省によると、スクールカウンセラーは、児童生徒に対する相談・助言や、保護者や教職員に対する相談のみならず、校内会議等への参加等により、児童生徒が抱える問題に学校ではカバーしがたい多くの役割を担い、教育相談を円滑に進めるための潤滑油ないし中立的な役割を果たしているとされています。令和六年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によると、いじめ、暴力行為の発生件数が過去最多を記録しました。全ての子どもが安心して学校生活を送ることができる環境づくりを行う上で、スクールカウンセラーが果たす役割は非常に大きいです。しかし、原則年間三十五週、週当たり八時間以上十二時間以内の配置とされているため、常駐しているとは限りません。二〇一九年二月、宮城県教育庁義務教育課よりスクールカウンセラー活用指針が出されました。宮城県教育委員会は、スクールカウンセラーの相談を受け、支援を行う立場にあります。また、市町村教育委員会と調整を行うことになっています。県内の学校におけるスクールカウンセラーが学校組織の一員として、心理の専門家の立場から子どもたちを援助する体制が十分に構築されているでしょうか。教育長の御所見を求めます。

第二に、スクールメンタルヘルスについてお尋ねします。

資料、ICTを活用した心の健康観察事業を御覧ください。（パネルを示す）宮城県では、不登校や中途退学の発現割合が全国平均よりも上回っています。文部科学省が策定した「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」では、「学習外での

端末利用として、児童生徒の心身の状況把握や教育相談を行うため、端末を活用した「心の健康観察」を行い適切な支援につなげることが重要である。その際、無償・有償で利用できる健康観察・教育相談システム等を活用することが考えられる。」としています。宮城県において、二〇二四年度から二〇二六年度までの三年間、工業高等学校、石巻北高等学校、東松島高等学校で約千五百名を対象に、生徒が悩みや不安を精神科医や心理士に相談できる株式会社 Welc o m t o t a l k のメンタルヘルスケアサービスを導入しています。図は、WHO が提唱する whole | s c h o o l | a p p r o a c h です。生徒のウェルビーイングやメンタルヘルスの向上のためには、個別の介入にとどまらず、学校全体で体系的に介入することが求められています。 Welc o m t o t a l k はいつでもどこでも気軽に手軽に取り組むことができ、子どもたちを見守る保護者や教職員のサポートも行います。ほかの生徒の目を気にする生徒にとつては、カウンセリング室への入室は非常に抵抗があります。メンタルヘルスリテラシーを確実に高めることや、生徒が発信する S O S を早期に見出し、適切な支援につながる体制を構築することができます。宮城県の子どもたちが抱える諸問題に対応する上でも、ICT活用した心の健康観察事業の更なる促進の検討を求めます。事業に対するこれまでの評価と今後の展開についてお聞かせください。

第三に、教員に対する不当要求やハラスメントへの対策についてお尋ねします。

資料、教員に対する不当要求やハラスメントのへの対策について御覧ください。

(パネルを示す) 文部科学省の調査によると、令和六年度の教育職員の精神疾患による病気休職者数は、私立学校を除く全教職員数の〇・七七%に当たる七千八十七人でした。主な要因として、児童生徒に対する指導や職場の対人関係が挙げられました。文部科学省は、次年度には全国の教育委員会や学校に対して、学校現場のメンタルヘルス対策や復職支援に関する手引を共有し、復職や再発防止のサポートにつなげることとしています。二〇二五年に東京都教育委員会が実施したアンケート調査によると、「過去五年間に外部の方とのより良好な関係づくりに支障が生じるようなこと(通常の社会通念から疑問と感ずる言動や行為)を受けたことがあるか」との質問に対し、回答者一万二千三百三十七人のうち、二二%に当たる二千七百三人が「はい」と回答し、このうち九割近くが保護者から受けたとしています。その結果、業務が逼迫し時間外労働が増えたとのこ

とです。宮城県も例外ではありません。元中学、高校教員であった私のもとにも県内各地の先生方からの悲痛の声が届いております。宮城県においても早急に同様の対応を行うことを求めます。子供も大人も安心して学校生活を送るためにも、県内において同様のアンケートを実施してはいかがでしょうか。東京都教育庁に確認したところ、二〇二四年にカスタマーハラスメント防止条例が成立する前に、議会においても教職員への行き過ぎた行為について話題となったことから、検討が行われたと言います。そして、資料にある「来校者に対するお願い」、こちらの資料を周知されることとなりました。学校現場では保護者はカスタマーではなく、教育のパートナーとして捉えることから、カスタマーハラスメント防止条例とは切り離して議論が進められてきました。本県においても、次年度より「来校者に対するお願い」を周知することを強く求めます。県の方針をお示しく下さい。

以上、大綱三点より、十三題の質問をさせていただきました。壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（佐々木幸士君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 平岡静香議員の一般質問にお答えいたします。大綱三 points ございました。

まず、大綱一点目、東日本大震災の記憶・教訓と伝承についての御質問にお答えいたします。

初めに、みやぎ東日本大震災津波伝承館における伝承団体への連携実績と、伝承の担い手育成に向けた取組についてのお尋ねにお答えいたします。

みやぎ東日本大震災津波伝承館と県内伝承団体との連携実績については、予約受付時や来館者の求めに応じて、県内の伝承施設や伝承団体の案内を行うとともに、パネル等の常設展示に加え、VRの活用や、パンフレット等の配架などによって紹介を行っております。また、東日本大震災の記憶・教訓を後世に語り継いでいくためにも、震災伝承の担い手を育成していくことが必要であり、そのためには、震災を知らない世代を対象に、伝承や防災・減災に対する意識の醸成を図ることが重要と考えております。県では、小中高校生等を対象としたみやぎ災害伝承ポスターコンクールや、みやぎ東日本大

震災津波伝承館におけるボランティア解説員の認定などを実施してきたところでありま
す。加えて、来年度、補助事業を拡充し、次世代の担い手育成を支援することとしてお
ります。県といたしましたは、引き続き伝承団体との連携を進めるとともに、次世代に
おける伝承の担い手となる人材の育成に向け取り組んでまいります。

次に、外国人県民向けの防災訓練についての御質問にお答えいたします。

県では、東京都のような外国人に特化した訓練は実施しておりませんが、県や市町
村が実施する防災訓練に、地域の外国人にも参加いただくことで、顔の見える関係性の
構築や、地域の防災力の向上に取り組んでおります。具体的には、例えば県が昨年丸森
町で実施いたしました総合防災訓練には、地元の技能実習生などの外国人にも参加いた
だくとともに、県の国際交流員や災害時通訳ボランティアを派遣し、多言語や、やさし
い日本語で避難手順や災害発災時の行動等の周知を図りました。来年度は外国人のより
迅速な避難行動につなげられるよう、みやぎ防災アプリを改修し、多言語による災害情
報をプッシュ通知で発信することとしております。今後も外国人の方が災害時に安全に
身を守っていただくための環境を整え、国籍を問わず誰もが安心して暮らせる地域づく
りに努めてまいります。東京都のように外国人だけ分けてやるよりも地域と一緒にやっ
たほうがいいのではないかと私は思います。

次に、大綱二点目、情報流通の諸課題への対処についての御質問にお答えいたしま
す。

初めに、知事選で拡散された情報について改めて説明すべきところのお尋ねにお答えい
たします。

昨年の知事選挙においては、私が発言していない情報や県の事業に対する誤った情
報が選挙期間前からインターネット上に拡散されました。このため、知事定例記者会見
などの場を通して繰り返し正確な情報をお伝えしてきたほか、特に誤情報の氾濫にさら
されたみやぎ型管理運営方式につきましては、県のホームページ上に正しい情報を再三
掲載するなどの対応を行ってまいりました。選挙期間中に様々な偽・誤情報が拡散され
た背景には、それまでの県の情報発信に対する怒りや不安があるとの御指摘でありまし
たが、県として、より県民に分かりやすい丁寧な情報発信に努めてほしいとの思いとし
て受け止めさせていただきました。県政情報の発信につきましては、日頃から県民の皆

様に分かりやすく伝わるよう丁寧な説明に心がけておりますが、決して現状に満足することなく、更にレベルアップを目指し、県庁一丸となって研さんを重ねてまいります。なお、御提案のありましたメガソーラーや水道事業に関する再度の説明につきましては、引き続き、私や県としての考え方を丁寧に、そして粘り強く発信してまいりたいと考えております。

次に、災害時におけるみやぎ防災アプリの有効活用策についての御質問にお答えいたします。

本アプリは、県内で地震や津波、気象警報等が発表された際、災害情報共有システム、いわゆるＬアラートから発信される情報に基づき、プッシュ通知にて警報等が発表された旨を速やかに自動発信する仕組みとなっております。また、避難等に必要な情報を県や市町村が独自に発信することも可能であり、昨年、津波警報・注意報が発表された際には、一部自治体において避難指示等の情報発信を行っております。こうした正確な情報を適時適切に発信できる本アプリを災害発生時に有効に活用していただくには、市町村や県民の皆様に応用アプリの機能や使用方法等を御理解いただくことが重要であると考えております。このため県では、市町村が実施するアプリを活用した住民避難訓練への支援や、出前講座の実施など、平時からアプリを使用する機会を設け、県民の皆様への理解度向上に取り組んでいるところであります。県としては、こうした取組を強化して、市町村や県民の皆様がより一層本アプリを有効に活用していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

〔復興・危機管理部長 高橋義広君登壇〕

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 大綱一点目、東日本大震災の記憶・教訓と伝承についての御質問のうち、震災伝承連携促進事業の予算減額の理由と事業内容の変更点についてのお尋ねにお答えいたします。

震災伝承連携促進事業については、みやぎ東日本大震災津波伝承館の震災伝承施設としての機能を強化し、県内の他の震災伝承施設等のゲートウエーとしての役割を果たすことにより、伝承団体への支援や、伝承団体が抱える課題解決のため、体制の整備を

行う事業であります。来年度の予算を減額した理由と変更点については、申請実績の少なかった、伝承団体と連携した企業向けの補助事業を廃止したことによるものです。一方、伝承団体を支えるみやぎ震災伝承連携推進事業補助金については、次世代の伝承の担い手育成を対象とするメニューを創設するなど、更なる拡充を行う予定であります。

次に、災害ケースマネジメントの強化についての御質問にお答えいたします。

被災者一人一人の被災状況の課題等を個別訪問により把握し、必要に応じて専門家と連携しながら伴走支援を行う災害ケースマネジメントの取組は大変重要であると認識しております。県ではこれまで、福祉団体やNPO、士業連絡会等と意見交換を重ね、関係機関との連携体制の構築に努めてきたほか、災害ケースマネジメントの主体となる市町村や社会福祉協議会と共催で研修会を開催するなど、理解促進や人材育成に取り組んできたところです。更に、NPO等民間団体との連携強化を図るため、災害ケースマネジメントを実施する上で、連携先となる圏域の災害中間支援組織の設立に向けて現在協議を進めているところです。引き続き、研修等により市町村等を支援するとともに、他県の例も参考に、官民連携による推進検討会議の設立についても検討してまいります。私からは、以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱一点目、東日本大震災の記憶・教訓と伝承についての御質問のうち、避難訓練に関する学校への指導内容についてのお尋ねにお答えいたします。

東日本大震災の最大の被災県である我が県において、様々な場面を想定した実践的な避難訓練の実施や、学校の立地特性に応じた防災マニュアルの整備と不断の見直しは、子供たちの命を守る上で大変重要であると認識しております。各学校では、教員が教室に不在のときや管理職不在時を想定しての訓練のほか、生徒や教職員への予告なしでの実施など、毎年想定を変えて実践的に行っているところです。県教育委員会では、年間三十校程度に職員が直接出向き、避難訓練の様子を確認し、管理職や防災担当職員と共に教員及び子供たちの動き方や避難経路等について振り返るなど、非常時を想定した、より実効性のある訓練となるよう指導しているところです。また、防災マニュアルにつ

いては、県教育委員会が作成した学校防災マニュアル見直しの手引を、各学校や各市町村での見直しに活用していただいているほか、毎年全ての県立学校の防災マニュアルを点検し、その結果を各学校へフィードバックすることで改善につなげております。県教育委員会といたしましては、引き続き、子供たちの命を守るため、各学校において不測の事態に備えた防災体制が確実に整備されるよう努めてまいります。

次に、青少年赤十字メンバーについて、県内の加盟率の上昇を目指すべきとの御質問にお答えいたします。

青少年赤十字の防災教育は、青少年の健康と安全を守り、学校や地域、家族での防災意識の向上を目指しており、加盟している学校においては、防災教育プログラムを活用して災害時のシミュレーションを体験することや、日本赤十字社が実施する「JRCオンライン語り部LIVE」に参加し、震災について学ぶ取組などを行っているところです。県教育委員会といたしましては、今後、日本赤十字社と連携し、学校安全に関する研修会等を通じて各学校に紹介するなど、加盟率の向上に努めてまいります。

次に、大綱二点目、情報流通の諸課題への対処についての御質問のうち、インターネットトラブルから子供たちを守り、サポートする教員等の養成についてのお尋ねにお答えいたします。

児童生徒が、SNS等のインターネットの利用により事件や犯罪に巻き込まれかねない状況にあることについて、教員や保護者が正しく理解することは、児童生徒の情報リテラシーを高めていく上で大変重要であると認識しております。このため県教育委員会では、ICTの活用に関する研修において、情報リテラシーについて取り上げているほか、教員が指導の際に活用でき、保護者への啓発にも資する「メディアとのつきあい方ガイドブック」を作成し、教員の指導力向上や学校と家庭との連携強化を図っているところです。県教育委員会といたしましては、引き続き、情報リテラシー等に関する最新の情報に目を向け、指導資料の更新や研修の充実を図ることで、教員の指導力の向上や保護者の理解向上に努め、児童生徒が情報や情報技術を適切かつ安全に活用できるように取り組んでまいります。

次に、大綱三点目、子どもも大人も安心できる学校についての御質問のうち、スクールカウンセラーの役割と意義についてのお尋ねにお答えいたします。

スクールカウンセラーは、全ての子供が安心して学校生活を送るために、不安や悩みを抱えている子供に寄り添いながら、専門的なアセスメントに基づいたきめ細かな支援を行うなど、学校を支える重要な役割を担っていると認識しております。我が県においては、スクールカウンセラーを学校組織の一員として位置づけ、校長の指揮の下、ケース会議等への参加を通じて教職員等と連携・協働しながら、子供や保護者の相談に丁寧に対応しております。また、各教育事務所に専門カウンセラーを配置し、教育相談コーナーディネーターと一緒に学校を訪問しながら、学校における組織的な教育相談体制が円滑に運用されるよう指導・助言を行っているところです。県教育委員会といたしましては、来年度から全ての市町村において、各学校に配置されているカウンセラーが相談者の状況などに応じて柔軟に支援できる体制を整備するとともに、スクールソーシャルワーカーとの連携強化を図るなど、カウンセラーがチーム学校の一員として専門性を発揮できるよう、学校全体で子供や保護者を支援していける環境づくりに努めてまいります。次に、スクールメンタルヘルスケアについての御質問にお答えいたします。

日常的な心の健康観察等から生徒が発信するSOSサインを早期に見出し、適切な支援につなげることは大変重要であると認識しております。このため県教育委員会では、昨年度から県立高校三校をモデル校として、ICTを活用した心の健康観察に取り組んでいるところです。昨年十一月に実施した生徒へのアンケート調査では、七割を超える生徒がICTを活用した相談システムがSOSを発信するきっかけとして有効であると回答しているほか、専門家によるオンライン相談を活用する生徒も出てきております。また、学校ではシステムの相談状況をもとに、見守りや声掛けを継続的に行うことが可能となり、適切な支援体制の構築にもつながっております。一方で、相談システムの利用に不安を感じている生徒もいることから、更なる周知を図る必要があると考えております。県教育委員会といたしましては、悩みを抱える生徒の早期発見と適切な支援につながる体制の構築に向け、更なる拡充について検討してまいります。

次に、教員に対する不当要求やハラスメントへの対策についての御質問にお答えいたします。

我が県においても、学校現場が一部の保護者からの過剰な苦情や不当な要求への対応に苦慮していることは認識しており、早急な対応が必要であると考えております。教

職員を対象としたアンケート調査については、現時点では実施しておりませんが、県教育庁内に設置している学校運営支援本部において、学校関係者から学校現場の状況について御意見を伺うなど、現状把握に努めてきたところであり、来年度、保護者等からの苦情等への対応方針を策定するとともに、保護者、来校者向けの周知資料を作成してまいります。加えて、県立学校における時間外の電話対応業務を抑制するため、自動音声メッセージ機能の導入などにも取り組んでまいります。県教育委員会といたしましては、引き続き、教員が安心して教育活動に専念できる職場環境の整備に努めてまいります。以上でございます。

○議長（佐々木幸士君） 三番平岡静香君。

○三番（平岡静香君） 御答弁ありがとうございます。大綱二点目から質問いたします。まず、十月の知事選の古傷といえますか、記憶をよみがえらせてしまいました。詳しいところは検討会に譲るとしまして、では、県は何ができたかという視点で質問をさせていただきました。情報を分かりやすく伝えていくということと、そしてやはり届くということが非常に重要だと思います。なかなか時間が取れなくて県のホームページをゆっくり探すこともできないので、分かりやすく教えてくださいというようなことも言われておりました。では再質問を行います。情報公開における透明性のことなのですけれども、十四日以内に公開しますということが決まっていますが、一方で、どうしても時間がかかったり、黒塗りの状態で出てくるということがあります。こういう場合に、また疑惑がどうしても深まってしまうということもありまして、提案をしながらの質問になりますけれども、施策を進めていく段階で、この情報は公開できる、できないというのと同時に検討を行っていけば、開示請求をされたときに慌てていろいろ見直す時間を少し効率よくカットできるのではないかなと思うのですけれども、今後そのような見直しを行われてはいかがでしょうか。お願いします。

○議長（佐々木幸士君） 総務部長小野寺邦貢君。

○総務部長（小野寺邦貢君） おっしゃるとおり、県でホームページ等で情報公開をする際に、その根拠となるいろんな政策判断がございます。そういったことに関して情報公開請求という形で開示請求される場合がありますので、常に県からいろんなものを発信する際には、その後情報公開は当然行われるものという認識の下で、きちんと対応で

きる、そういった気持ちで臨むように常日頃から心がけて行っているところであります。

○議長（佐々木幸士君） 三番平岡静香君。

○三番（平岡静香君） ぜひ更に見直しをかけていただきたいと思っております。例えば水道事業のことも契約書の段階から開示していくとか、隠してしまうと何かあるのかと思ってしまうので、メリットもデメリットも含めて、逆に隠さずに、こういう危険があるけれども、でもこういうふうの良い点もありますとやっていたいただいたほうがよほど信頼性の高い情報になっていくのではないかと感じております。

では、続きまして、次の質問にまいります。大綱二点目のところで続けます。みやぎ防災アプリの件です。こちらを推進するために地域ポイント導入事業として三十二億円かけて進めましたけれども、防災アプリまでまだつながっていない、活用されていない印象があります。私も石巻で防災訓練に参加したときに気づいたことなのですけれども、まず、そもそも体育館に端末が置かれていない。それからQRコードを読み取るための紙も置かれていない。こういう状況では、もしもそれこそ、今日地震があったとき、津波警報が出たときに、避難所の開設にあたって、結局紙媒体で受付名簿を作って、この防災アプリは何だったのだろうということになりかねません。ここで提案と質問です。ぜひ現実的なガイドラインをつくっていただいて、市町村にしっかりとその研修などを行い、避難訓練で活用されてはいかでしょうか、御回答ください。

○議長（佐々木幸士君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

○復興・危機管理部長（高橋義広君） こちらのみやぎ防災アプリは、各市町で昨年十一月に体制を整えたということでございます。実際市町のほうは、やはりいろいろ聞いていくと、きちんと対応するようにいろいろ動いている市町もありますし、また、なかなか現実的に日頃の業務の中で手が回ってないというところもあります。ですから、各市町の状況をもう少し丁寧に聞きながら、必要なサポートをこちらのほうからしていきたいというふうに考えております。

○議長（佐々木幸士君） 三番平岡静香君。

○三番（平岡静香君） スピード感を持ってよろしくお願いいたします。

では、続きまして学校のカウンセラーのところに行きたいと思っております。カウンセラ

——ちよつと私は衝撃を受けたのですけれども、震災関連の予算が削減されていく中で、昨年、県教育委員会からカウンセラーの数を減らしましょうという通達が出るとうことがありました。その後撤回はされていますけれども、それを見たときに、果たしてカウンセラーの方々の役割とか、意義とか、存在価値といえますか、そういうのを県教育委員会は理解しているのだろうかと大変疑問に思いました。その辺りの見解をお願いいたします。

○議長（佐々木幸士君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 県教育委員会では、スクールカウンセラーと共に子どもたちの相談を受けております。学校の中でも学校組織の一員と位置づけまして、ケース会議等にも参加いただいておりますし、しっかり連携してやっているところでございます。来年度につきましても、スクールカウンセラーにつきましても、昨年同様の規模を確保しまして、しっかりと支援していきたいというふうに考えております。

○議長（佐々木幸士君） 三番平岡静香君。

○三番（平岡静香君） 更にその先の年はいかががでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 子どもたちをしっかりとサポートしていきたいと考えておりますので、組織的に来年刷新をして、しっかり市町村をサポートしていける体制なども整えましたので、引き続きしっかりやっていきたいと考えております。

○議長（佐々木幸士君） 三番平岡静香君。

○三番（平岡静香君） 次に、保護者に対する「来校者の皆様へ」に関するものですが、れども、東京都では先月ガイドラインを策定するよりも前の春の段階で既に掲示を行っております。宮城県も四月に合わせて掲示されてはいかががでしょうか。

○議長（佐々木幸士君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） これから学校の意見なども聞きながら作成していきたいというふうに思っておりますので、できるだけ早期にできるように努力したいというふうに考えております。

○議長（佐々木幸士君） 三番平岡静香君。

○三番（平岡静香君） ぜひお願いします。以上で終わります。ありがとうございました。

